

### 第3 不利益処分に係る処分基準

高圧ガス保安法に定める、処分に該当する条項を処分基準とする。

処分の名称	該当する条項
第一種製造者の許可の取消し	第9条
第一種・第二種製造者の施設等の適合命令	第11条第3項及び第12条第3項
高圧ガスの貯蔵方法の適合命令	第15条第2項
第一種・第二種貯蔵所の位置等の適合命令	第18条第3項
販売業者等への周知方法の改善勧告及び従わない旨の公表	第20条の5第2項及び第3項
販売業者等の販売方法の適合命令	第20条の6第2項
輸入者に対する高圧ガス又は容器の廃棄等の命令	第22条第3項
特定高圧ガス消費者の消費施設等の適合命令	第24条の3第3項
危害予防規程の遵守命令又は勧告	第26条第4項
保安教育計画の変更命令、改善勧告	第27条第2項及び第5項
保安統括者等の解任命令	第34条
許可の取消し	第38条第1項及び第2項
緊急措置	第39条
容器製造者への適合命令	第41条第2項
容器又は附属品を製造した登録容器等製造業者に対する災害防止命令	第49条の30
容器又は附属品を輸入した者に対する災害防止命令	第49条の35
容器検査所の登録の取消し等	第53条
容器、附属品のくず化その他の処分命令	第56条第1項及び第4項

#### 附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 仙台市高圧ガス保安法に基づく申請に対する審査等に関する基準（平成18年3月27日消防局長決裁）は、廃止する。